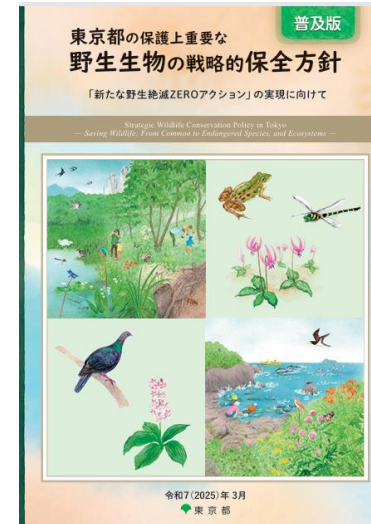


東京の自然の保護と回復に関する条例に基づく 東京都希少野生動植物種の指定及び保護・回復に向けた施策展開について（報告）

資料3



▲ 保全方針普及版

- ✓ 都は**生物多様性地域戦略**に基づく行動目標として「**新たな野生絶滅ZEROアクション**」を提示。その実現に向けて、希少種の保全強化に関する基本的考え方等を示した「**東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針**」（参考資料1）を公表^{*1}
- ✓ 東京の固有種や主な生息地等が都内にある種などは、全国を対象とした**種の保存法**^{*2}では**指定対象になりにくい**ことから、都条例での対応が求められる。
- ✓ 保全方針に基づき、東京都初となる都条例の規定^{*3}による**東京都希少野生動植物種の指定**や種ごとの**保護増殖事業の実施**に向けた施策を検討

*1 東京都自然環境保全審議会の答申を経て令和7(2025)年3月に公表

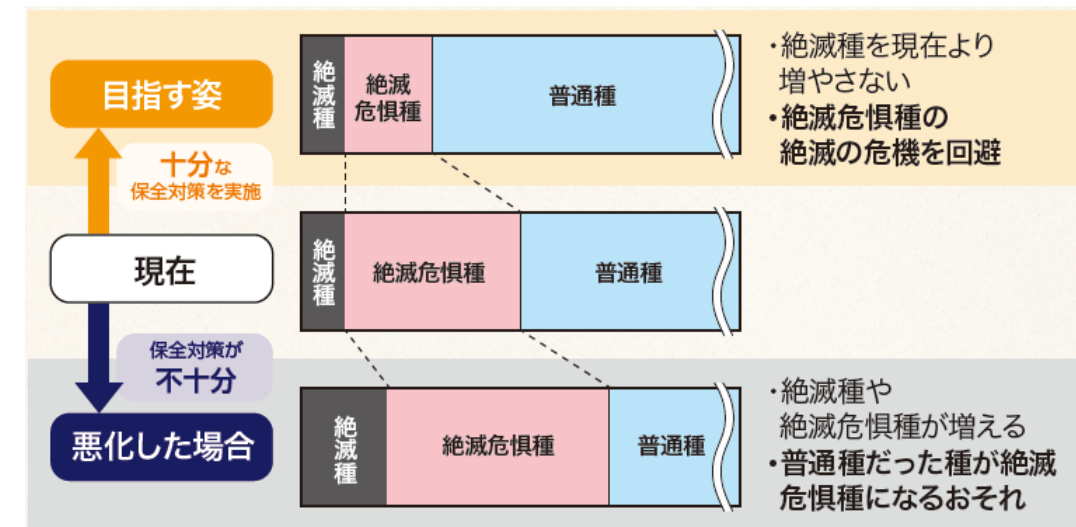
*2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

*3 東京における自然の保護と回復に関する条例の改正(平成12(2000)年)により規定

【本日の報告事項】

1. 保全方針に基づく条例を活用した希少種保全策について
2. 東京都希少野生動植物種の指定に向けた検討状況
3. 指定に向けた今後の予定

今後、条例に基づき、種指定や保護増殖事業等の具体的内容について、本審議会で審議の上、年度内の告示等を予定している。



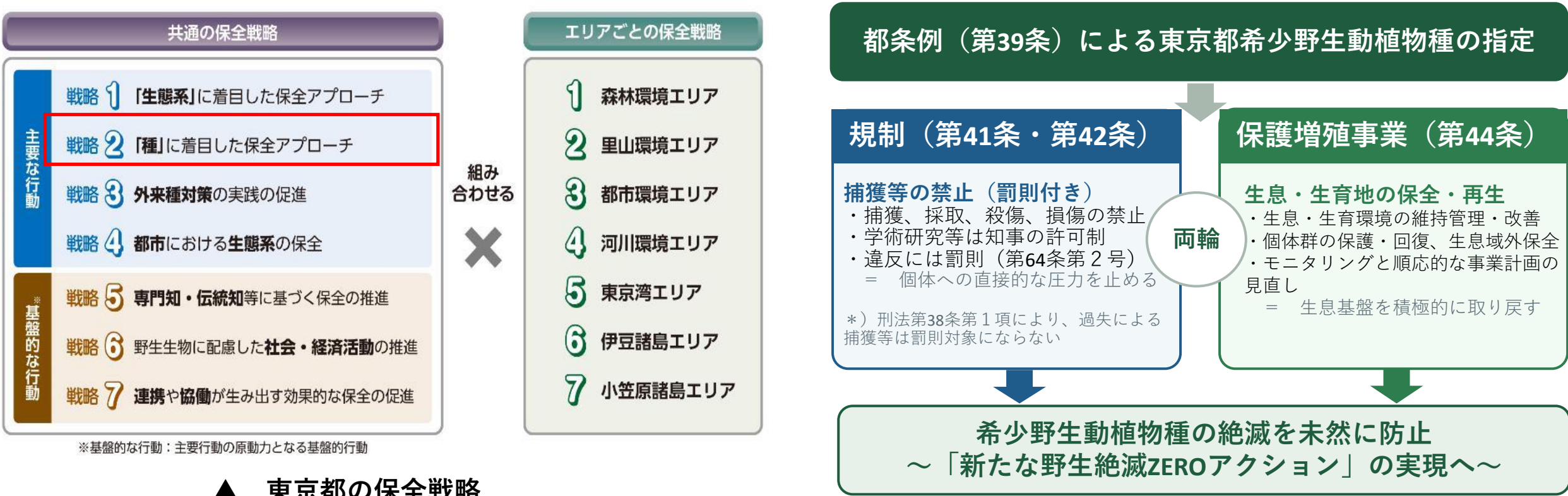
▲ 東京都の保護上重要な野生生物種の保全の目指す方向

1. 保全方針に基づく条例を活用した希少種保全策について

「東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針」の保全戦略として、「種」に着目した保全の方向性を提示

【「種」に着目した保全の方向性】

特に絶滅のおそれが高い種等は、都条例第39条に基づく東京都希少野生動植物種の指定を行い、「規制（第41条・42条）」と「保護増殖事業（第44条）」の実施により、対象種の都内からの絶滅を未然に防ぐ。



▲ 東京都の保全戦略

▲ 条例を活用した希少種保全

〔出典〕 東京都の保護上重要な野生生物の戦略的保全方針（令和7（2025）年3月）

2. 東京都希少野生動植物種の指定に向けた検討状況

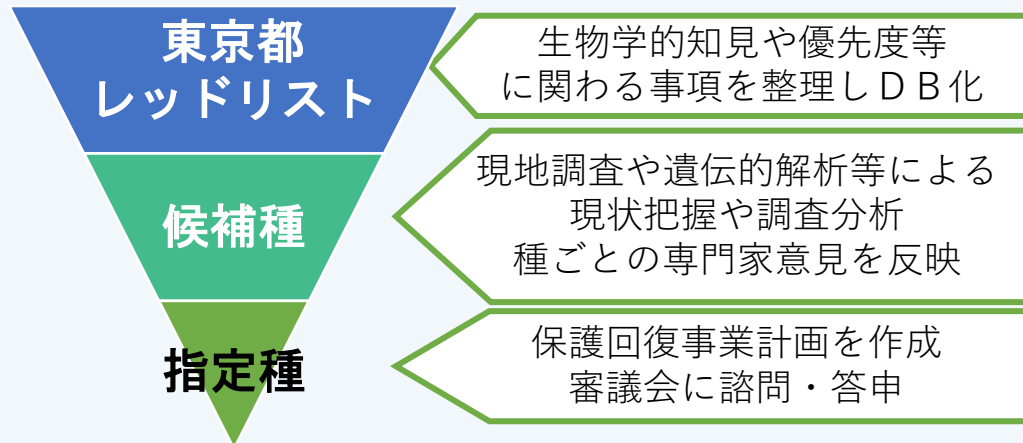
- ✓ 絶滅危惧種の現状把握や遺伝子解析等科学的な調査・分析を専門研究機関（都環境科学研究所等）協力のもと進め、対策緊急度の高い種等の現状を把握
- ✓ レッドリスト掲載種を中心に、対策優先度や候補種等について、専門家検討会や地元関係者、各種群の専門家意見等を反映し検討・抽出
- ✓ 今後、指定に向けて必要となる規定等を整備

■希少野生動植物種指定に向けた専門家検討会*

- ✓ 対策優先度の検討
- ✓ 保護増殖事業の順応的实施に向けた検討
- ✓ 安定的かつ効果的な制度運用に必要な各種事項の検討

*) 野生生物や自然環境行政の専門家等で構成

■希少野生動植物種指定に向けた抽出フロー



- ✓ 対象種の抽出は、既知情報や調査分析結果等を基に種群毎の専門家意見を反映

■指定に向けて必要となる規定を整備

施行規則の改正

（参考資料2,3） *）種の保存法等に準拠

捕獲等の禁止に関する適用除外規定（施行規則第43条）に、生業（漁業）等の経済活動や保護増殖事業への配慮に関する記載を追加

運用指針の作成

保全方針に記載の基本的考え方や方針、条例の解釈等をもとに、制度の安定的かつ効果的な運用に向けて「**東京都希少野生動植物種の指定等に関する運用指針**」を作成

【項目概要】（参考資料4）

- 第1 保護・回復に関する基本構想
- 第2 選定に関する基本的な事項
- 第3 個体の取扱いに関する基本的な事項
- 第4 個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
- 第5 保護回復事業（保護増殖事業）に関する基本的な事項
- 第6 その他保護・回復に関する重要事項

2. 東京都希少野生動植物種の指定に向けた検討状況

「運用指針第2 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」に関する検討の方向性

✓ 選定においては、条例上の指定要件に加え、以下の優先度や留意事項等に配慮

指定
要件

条例第39条

- ・ 個体の数が著しく少ない種
- ・ 個体の数が著しく減少しつつある種
- ・ 主要な生育地又は生息地が消滅しつつある種
- ・ 生育地又は生息地の環境が著しく悪化しつつある種



生息・生育状況が人為の影響によりその存続に支障を来す事情が生じている種のうち、以下事項に配慮

優先
度

- ・ **生態学的に重要性**が高く、その保存によって分布域内の**生態系全体の保全**にも効果がある種
- ・ 複数の絶滅危惧種が集中する地域に生息・生育し、保存施策が**他の絶滅危惧種にも効果**がある種
- ・ 東京都の**固有種**、主要な生息・生育地が都内に分布している種又は都内に保全上重要な**地域個体群**を有する種
- ・ **保全活動への関心や支援を集める種**（フラッグシップ種）又は**地域の生態系を象徴する種**（シンボリック種）として、社会的な関心を高め、**多様な主体による保全施策への参画等**を促進し、地域の生物多様性の保全に貢献できる種
- ・ **里地里山等の二次的自然の荒廃及び植生遷移**により、その存続に支障を来す事情がある種

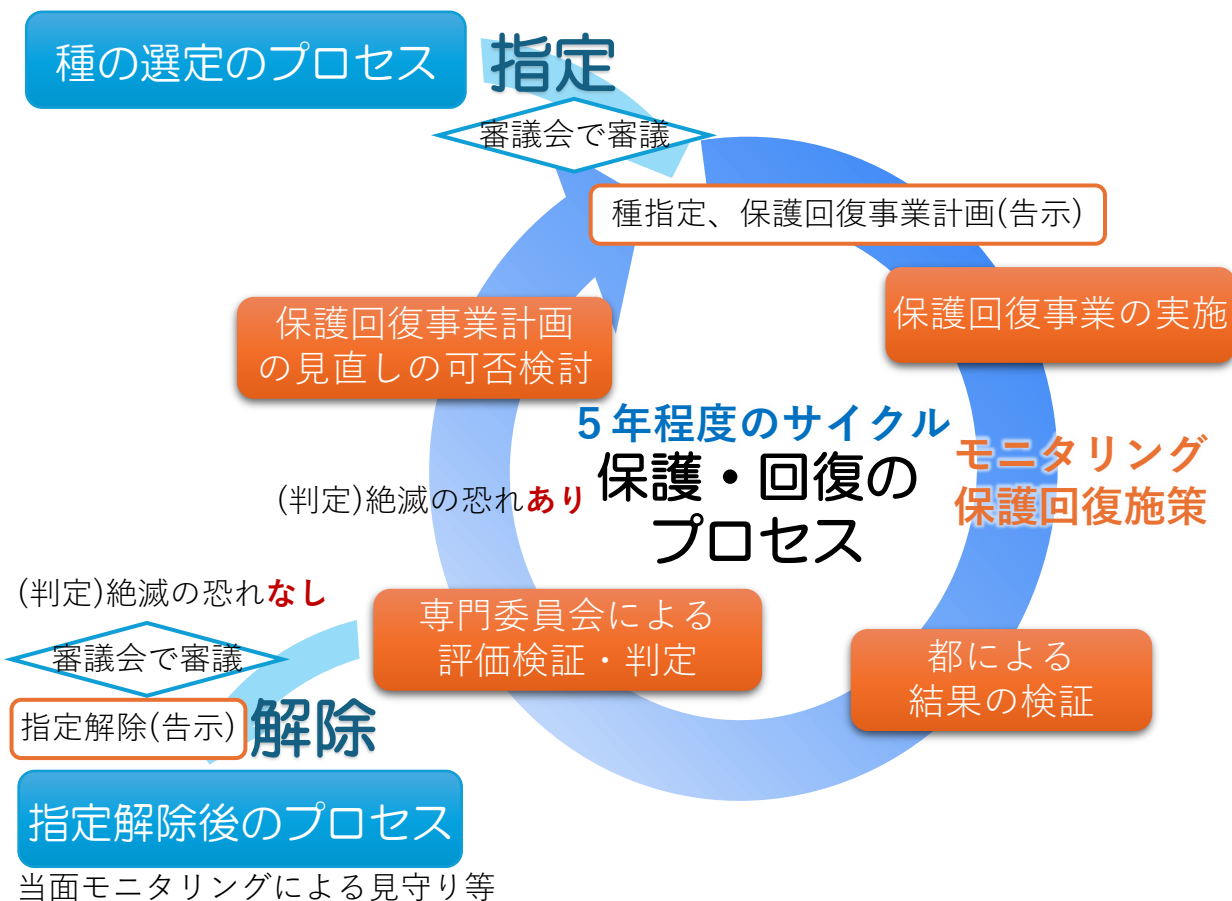
留意
事項

- ・ **外来種**及び都内に**ごくまれにしか渡来又は回遊しない種**は選定しない。
- ・ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種であること。
- ・ 他法令や隣接県の希少種条例等での指定状況等を勘案する。

2. 東京都希少野生動植物種の指定に向けた検討状況

「運用指針第5 保護回復事業（保護増殖事業）に関する基本的な事項」に関する検討の方向性

- ✓ 条例上は「保護増殖事業」と規定されているが、本運用指針においては、個体又は個体群及びその生息・生育環境の保護・回復により、個体数等の減少防止や回復を目指す観点から「保護回復事業」と称する。
- ✓ 保護回復事業は、種ごとに「保護回復事業計画」を定め、地元と連携した継続的なモニタリングや科学的知見に基づき、以下のプロセスにより順応的に実施予定



5年サイクルの 保護・回復プロセス	0年目	1年目 (6年目)	2年目 (7年目)	3年目 (8年目)	4年目 (9年目)	5年目 ...
種指定※1	○					
保護回復 事業計画※1	○					○
モニタリング及び 保護・回復に向けた 施策 ※2		○	○	○	○	○
結果検証 ※2		○	○	○	○	○
成果取りまとめ※3				○		
評価検証・判定※3					○	

※1 審議会の答申に基づき指定、指定解除や計画見直しは必要に応じて実施

※2 都は専門機関や地元と連携して事業を実施

※3 調査結果や事業成果を取りまとめ、評価、検証等を実施

3. 指定に向けた今後の予定

- ✓ 今後、本審議会において種の指定や種ごとの保護回復事業について審議を重ね、年度内告示を目指す。
- ✓ レッドリストにおける評価や生息・生育情報等の現状把握、減少要因の科学的解明等を行いながら、新たな種指定や保護回復事業を進めていく。

■ 種指定に向けた今後の主なスケジュール

項目	令和8年度				令和9年度	令和10年度以降
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	現地調査や検討を進め指定を推進	
条例による希少野生動植物種の指定及び保護回復計画	調査及び検討	★ 審議会報告 ★ 審議会種指定等	関係者調整等	★ 審議会種指定等 ★ 告示種指定等	現状把握等を経て新たな指定の検討 ★ 告示種指定等	
保護回復事業		本日			継続的な保護回復事業の実施	